

鹿屋市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第204号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(報酬等)」に改め、同条中「報酬及び」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、前条に規定する相互援助活動を行い、かつ、同条第8項の規定による報告を行ったサポート会員に対し、別表に規定する報酬を支払うものとする。

別表報酬の項中「600円」を「700円」に、「700円」を「800円」に、「取消しの場合、次のとおり」を「相互援助活動の取消しを行う場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を取消料として、」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、この要綱による改正後の鹿屋市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第14条の規定は、同日以後に行う相互援助活動から適用し、同日前に行う相互援助活動については、なお従前の例による。